

高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）において使用する用語の例による。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第12条の規定による基準
- （2）法第80条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条第1項第1号及び第2項第1号イの規定による基準
- （3）法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第16条及び第18条の規定による基準
- （4）法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第10条の規定による基準
- （5）法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則等)

第5条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第6条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第7条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該福祉ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行

わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第8条 福祉ホームは、利用者に対してサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第9条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第17条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録

(3) 第18条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(規模)

第10条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第11条 福祉ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 管理人室

(5) 共用室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 共用室 利用者の娯楽、だんらん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員配置の基準)

第12条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第13条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第14条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 福祉ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第16条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、知事又は市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づくあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

第19条 福祉ホームは、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 福祉ホームの設置者、管理人その他当該福祉ホームの業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）

第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

2 福祉ホームの設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 福祉ホームの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第19条及び第20条の規定は、平成25年4月1日から施行する。